

3、国保行政について

質問：村井市議

①国保税の引き下げについて、伺います。

福山市の国保加入世帯における 1 世帯平均の課税対象所得は 87 万 2231 円で、この階層の医療、支援、介護分合計の 1 人当たり保険料は 18 万 5800 円、所得に占める保険料負担率は 15, 45% に上ります。

所得が少ないことによる法定軽減適用世帯は 3 万 7 1 8 1 世帯で国保加入世帯の 58, 8% に上り、国保会計の脆弱性と同時に、国保加入世帯は高い国保税にあえいでいることがうかがえます。

国は、そうした事態への対応として、「公費拡充等による財政基盤の強化」として、2015 年度から保険料の軽減世帯数に応じて財政支援を行う保険者支援制度の拡充を行いました。

この支援額は、福山市では、いくら増額されたのか具体をお示してください。

福山市はこの支援額を、2015 年度の国保税引き下げに充てたのですが、支援額分で 1 人当たり、医療分、支援分、介護分それぞれいくらの引き下げとなったのか、

また、均等割り、平等割、所得割で、具体的にどのような引き下げが行われたのか、お示してください。

また、2016 年度の支援額の見込みをお示してください。

2016 年度も同支援金で国保税引き下げを行うことを求めるものです。方向性と、その具体をお示してください。

次に、国は 3 月末に国民健康保険の基礎課税額に係る課税限度額を、現行 52 万円から 54 万円に、

後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を、現行 17 万円から 19 万円に引き上げる政令を出すとのことであります。

40 歳以上、64 歳以下の課税限度額は、2014 年度 81 万円であったものが、2015 年度 85 万円に引き上げられ、さらに 89 万円に達することとなります。

新年度の課税限度額の引き上げは、行わないことを求めるものです。ご所見をお示してください。

答弁（市長）

次に、国保行政についてであります。

まず、保険者支援制度についてであります。

2015 年度（平成 27 年度）の本市への影響額は、約 4 億円であり、当初予算においては、被保険者一人当たりの保険税を、医療分 3,232 円、支援分 721 円、介護分 741 円、合計では、4,694 円抑制したところであります。

また、6 月の税率改定においては、決算剰余金見込額を充当し、医療分、支援分については、前年度据置きとし、介護分については、所得割を 0.41%引き下げる改定を行っております。

2016 年度（平成 28 年度）の影響額については、約 4 億 2 6 0 0 万円と見込み、当初予算に計上し、被保険者一人当たり約 5,000 円抑

制したところであります。

次に、課税限度額についてであります。

国民健康保険税は、社会保険料としての性格を有するため、受益と負担の関係で、課税限度額が過度に高くないよう、限度額が地方税法施行令で定められているものであり、中低所得者層の負担軽減を図るため、2016 年度（平成 28 年度）の税制改正において、引き上げが予定されております。

質問：村井市議

②多子軽減制度の拡充を求めます。

福山市の国保課税方式は、いわゆる「旧但し書き方式」と言われるものです。

したがって、同じ所得でも、扶養家族の人数が増えれば、均等割課税額が増え、生活費に食い込むこととなります。

多子軽減制度の拡充を図ることを求めるものです。
ご所見をお示しください。

答弁（市長） 次に、他市軽減制度の拡充についてであります。

国民健康保険制度においては、税負担を抑制するための法定軽減制度が設けられ、2014 年度（平成 26 年度）からは毎年度、拡充・見直しが行われております。

加えて、本市においては、独自の減免制度により、子育て世代への負担軽減を図っているところであります。

質問：村井市議

③ 福祉医療波及分について

国は、自治体独自で行っている子ども医療費助成に対して、国庫負担金を減額する調整措置を行っています。

国保の国庫負担減額調整額・ペナルティーは、2013年度は全国で94億円に上り、国保財政への影響も少なくありません。

福山市における2013年度、2014年度の影響額をお示してください。

また、被用者保険にはペナルティーはありませんが、窓口負担が軽減されるのは、国保被保険者だけでなく、全住民である訳ですから、不平等であります。

国に対して、国庫負担金の減額を直ちに廃止することを求めてください。また、県に対して、福祉波及分を支払うことを求めてください。以上、それぞれについてお示してください。

答弁（市長） 次に、福祉医療波及分についてであります。

本市における影響額は、2013年度（平成25年度）9500万円余、2014年度（平成26年度）9200万円余であります。

国庫負担金にかかる減額調整措置については、現在、国において、恒常的な財源措置などの課題に対し、子どもの医療制度の在り方検討会で議論が進められており、その動向を注視してまいりたいと考えております。